

財団法人 都市農山漁村交流活性化機構役員報酬支給細則

(目的)

第1条 この細則は、財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「機構」という。）の役員報酬規程第5条の規定に基づき、その実施に必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 役員の報酬は、俸給及び通勤手当とする。

(報酬の支給定日)

第3条 毎月の報酬は年額を12で除した額とし、報酬はその月の16日（その日が休日の場合は前日の15日とし、前日が休日の場合は17日とする。）にその月の月額 から、租税公課、社会保険の個人負担金等を控除した金額を現金で支払う。

2 機構は役員の同意を得た場合は、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の預金又は貯金口座への振り込みによる支払いをすることができる。

(俸給)

第4条 役員の俸給は年額として、次のとおりとする。

専務理事 13,088,000円

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする役員に支給する。

2 通勤手当の額は、その役員の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給する。

(その他)

第6条 この細則に定めがない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。